

○「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」（令和 6 年 4 月 1 日付け 5 消安第 7650 号農林水産省消費・全局長通知）
一部改正案 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後				現行			
1 ～ 3 （略）				1 ～ 3 （略）			
別紙 1 提出すべき資料の項目及び提出すべき条件				別紙 1 提出すべき資料の項目及び提出すべき条件			
要求項目	提出の要否		条件付き要求（△） の内容等	要求項目	提出の要否		条件付き要求（△） の内容等
	微生物の種類				微生物の種類		
	ウイルス	その他の微生物			ウイルス	その他の微生物	
（略）				（略）			
1 ～ 4 （略）				1 ～ 4 （略）			
5 人及び家畜（蜜蜂を除く。）に対する影響に関する試験成績等 （図 1 参照）				5 人及び家畜（蜜蜂を除く。）に対する影響に関する試験成績等 （図 1 参照）			
（1）～（7）（略）				（1）～（7）（略）			
（8）細胞培養	△	×	<u>有効成分がバキ ロウイルス又はバ クテリオファージ ではない場合は提</u>	（8）細胞培養	○	×	

			出を要する。
(9) ～ (16) (略)			
【上記 5 の試験成績の提出を要しない場合】 (略)			
6 ～ 9 (略)			
(別紙 1 別添) (略)			
別紙 2 提出すべき資料の作成要領			
I 微生物農薬及び農薬原体の組成等			
1 微生物の生物学的情報			
(1) (略)			
(2) 報告事項			
微生物農薬の製造に用いる有効成分である微生物について、次の①から③までに示す情報を報告する。文献、書籍等を引用した場合は引用元を明らかにし、必要に応じて該当資料を添付する。 <u>また、バクテリオファージを有効成分とする、農薬原体及び微生物農薬を製造する際に、有効成分である微生物以外の微生物を使用する場合には、当該微生物に関する情報についても同様に報告する。</u>			
①～③ (略)			
2・3 (略)			
II ～ IX (略)			
(別紙 2 別添) (略)			

(9) ～ (16) (略)			
【上記 5 の試験成績の提出を要しない場合】 (略)			
6 ～ 9 (略)			
(別紙 1 別添) (略)			
別紙 2 提出すべき資料の作成要領			
I 微生物農薬及び農薬原体の組成等			
1 微生物の生物学的情報			
(1) (略)			
(2) 報告事項			
微生物農薬の製造に用いる有効成分である微生物について、次の①から③までに示す情報を報告する。文献、書籍等を引用した場合は引用元を明らかにし、必要に応じて該当資料を添付する。			
①～③ (略)			
2・3 (略)			
II ～ IX (略)			
(別紙 2 別添) (略)			

別紙 3 用語の定義 本通知で用いる用語の定義は以下のとおりとする。 感染性～二次代謝物 （略） <u>バキュロウイルス ：バキュロウイルス科に属し、筒状のヌクレ オカプシド及び環状の二本鎖 DNA ゲノム を持つウイルスであって、昆虫に特異的に 感染するものをいう。</u> <u>バクテリオファージ：細菌に特異的に感染するウイルスをいう。</u> 病原性・元種 （略） 図 1 ・図 2 （略）	別紙 3 用語の定義 本通知で用いる用語の定義は以下のとおりとする。 感染性～二次代謝物 （略） （新設） （新設） 病原性・元種 （略） 図 1 ・図 2 （略）
--	---